令和８年琴浦町告示第57号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第６条の３第２項の規定により、鳥取県知事が地籍調査に関する事業計画を定めたので、同法第７条の規定により次のとおり告示する。

令和８年５月21日

琴浦町長　福本まり子

１　事業計画が定められた年月日
令和８年４月７日（計画決定日）

２　調査を実施する者の名称
琴浦町

３　調査地域
東伯郡琴浦町大字倉坂の一部
東伯郡琴浦町大字佐崎、中村の各一部
東伯郡琴浦町大字尾張、中村の各一部

４　調査期間
令和８年４月７日から令和９年３月31日まで